申請者向け

## 特殊車両関連システム 主な機能改良内容の説明





Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## はじめに(機能改良の概要)

手続きの利便性向上のため、特殊車両通行確認システムにおける「ダブル連結トラックの通行手続きの 受付」、「通行経路の選択機能」をはじめとする機能改良(12項目:次頁以降)を行います



## 令和7年3月リリースのシステム機能改良項目(1/2)

No.	改良項目名	システム	改良効果	頁
1	ログインパスワードの強化 (パスワード発行ルールの変更、2段階認証の導入、 再発行機能の追加、メールアドレスの必須化)	共通 (全コーザ)	セキュリティ 対策	P5~
2	ユーザ情報登録時の「氏」「名」の分割入力 (申請者名の入力は「氏」欄と「名」欄にそれぞれ入力)	(王二 9)	その他	P14~
3	ダブル連結トラックの回答書発行機能の追加 (ダブル連結トラックの通行手続きの受付開始)		制度改正	P16~
4	リフトアクスル車両の登録および申請機能の追加 (自動昇降機装置のトレーラの車検証添付が不要)		(緩和適用)	P24~
5	経路探索条件及び経由地等設定対象の拡大 (距離優先探索、ラストマイル経由地選択等を追加)	通行確認		P28~
6	追加経路端点の通行可否チェックの導入 (追加経路と通行可能経路の接続可否を判定)		利便性向上	P34~
7	手数料明細の出力機能の追加 (手数料の内訳を記載した明細書を発行)			P37~

## 令和7年3月リリースのシステム機能改良項目(2/2)

No.	改良項目名	システム	改良効果	頁
8	新規格車の車両高さ限度値の緩和 (車両高3.8m超4.1m以下の高さ指定道路を通行可)		制度改正	P40~
9	高速道路を通行可能な申請車両の拡大 (車両総重量が44t超の車両を申請対象に追加)		(緩和適用)	P42~
10	車両入力時の重複車両番号チェック判定の追加 (車両番号を誤って重複して登録されないよう判定)	通行許可		P44~
11	経路作成時の出発地・目的地反転機能の追加 (作成済み経路の復路作成を効率化)		利便性向上	P46~
12	申請者情報入力時の半角カタカナ入力制御の追加 (入力禁止の半角カタカナは入力不可)			P48~

※ システム改良作業により、以下の期間でシステム稼働(機能全般)を停止します。 本システムをご利用の皆様へはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。 O システム停止期間: <u>令和7年3月21日(金)18:00~3月24日(月)9:00</u>

※システム停止明けの令和7年3月24日9時より、システム追加機能をご利用いただけます。

## ログインパスワードの強化

## ①新たなパスワード体系への変更 ②パスワード変更機能 ③パスワード再発行機能の追加

新パスワードは10桁以上の文字列になります また、パスワードの変更・再発行が システム上で可能となります 共通

## (1) ログインパスワードの強化

#### 【改良の概要】

#### ● <u>システム上でパスワードの変更・再発行が可能となります。</u>

✓ 従来、パスワードを忘れた際は、特車運用事務局に問合せる必要がありましたが、申請システムにてパスワードの変更・再発行ができるようになります。

● セキュリティ強化のため、パスワードの設定ルールが変更となります。 <u>申請者IDをお持ちの方は、新たなパスワード設定が必要となります。</u>

✓ パスワードはご自身での設定が可能となります。下記のパスワード設定ルールを満たす必要があります。

#### メールアドレスの登録が必須となります。

✓ パスワードを含む登録情報を変更された場合には、確認コードの入力が必要となります。登録いただいたメールアドレスに特車 システムより確認コードを送信しますので、求められた場合は画面に入力ください。

#### 【新しいパスワード設定ルール】

・使用可能な文字
・
半角の英大文字、英小文字、数字、記号(すべて1文字以上使用)

・文字数 :10~15桁

・半角の英大文字(ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ)

・半角の英小文字(abcdefghijklmnopqrstuvwxyz)

・半角の数字(1234567890)

・半角の記号(使用できる半角記号は以下のとおりです)

!		#	\$	%	&	1	(	)	*	+	,	-		1	:
;	۷	Π	٧	?	@	[	¥	]	^	I	•	{	I	}	~

## ①新たなパスワード体系への変更(既存ユーザの新パスワードへの移行)

● 既にユーザID、パスワードをお持ち方は、以下の方法から新パスワードに移行してください。



## ①新たなパスワード体系への変更(確認コードによる認証)

#### ● 新パスワードへの移行時、パスワード変更・再発行等、ユーザ情報を登録・変更する際には、 <u>確認コードの入力による認証が必要</u>となります。

✓ 確認コードは、登録したメールアドレス宛に送信されます。



## ①新たなパスワード体系への変更(新規ユーザの登録)

- ユーザID、パスワードを新規発行する場合の流れと操作方法を記します。
- ユーザ情報登録画面にて、ご自身でパスワード、申請者情報、メールアドレスを登録してください。 ※パスワード設定:半角の英大文字、英小文字、数字、記号を全て組合せて10~15桁

✓ 確認コードによる認証については、P7の「確認コードによる認証」を参照ください。





9

【ユーザ情報新規登録画面】

## ②パスワード変更機能

- パスワードの変更は、ログイン画面の「ユーザ情報更新」から行うことが可能です。
- メールアドレスの登録が必須となります。
- パスワードを含む情報を更新しますと、登録いただいたメールアドレスに確認コードが送信されますので、画面に入力の上、認証を受けてください。

【パスワードの変更方法】



## ③パスワード再発行機能の追加

- パスワードを再発行する場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」を押下ください。 パスワードの再発行手続き画面に遷移しますので、画面の案内に従い、手続きください。
- パスワードの再発行には、登録されたメールアドレス宛に送付される確認コードの入力による認証 が必要となります。メールアドレスを登録していない場合は、特車運用事務局までお問い合わせく ださい。

【パスワードの再発行の流れ】



## ③パスワード再発行機能の追加(メールアドレスを登録している場合)

#### 【パスワードの再発行方法】



## ③パスワード再発行機能の追加(メールアドレスを登録していない場合)

● メールアドレスを登録していない場合は、特車運用事務局への問合せ案内画面が表示されますので、画面の案内に従い、特車運用事務局までお問い合わせください。





## ユーザ情報登録時の 「氏」・「名」の分割入力

### 申請者名・担当者名などは、 「氏」と「名」に分割して入力します

14

共通

## (2)ユーザ情報登録における「氏」・「名」の分割入力

● ユーザ情報の管理方法は、申請者名は「氏」と「名」に入力項目を分割する方式に変更します。 ✓ 申請代理人名については、会社名(行政書士名)となる場合があるため、「名」欄は任意入力としています。



申請担当者			
部署名必須		本社	
担当者名(漢字)	必須	氏 特車	
	必須	名 ハナコ	

【改良ポイント】

・政府情報システムの標準画面仕様に 合わせた画面レイアウトとしています。

#### <<u>ユーザ情報の更新方法</u>>

- ・次の手順から、ユーザ情報の申請者名を更新してください。
- ▶ 更新登録後は、都度入力する必要はありません。

【Step1】ログイン後、「<u>ユーザ情報更新</u>」をクリック



【Step 2】ユーザ情報更新画面で、代表者名、申請担当者名 を氏・名の入力欄に入力し登録ボタンをクリック ※初期表示は「氏」側に登録済の氏名が表示されます ので、「氏」と「名」を編集して登録してください。



【Step 3】申請データ作成時には、登録したユーザ情報の 氏・名で申請書情報入力項目に自動反映されます



# (3)ダブル連結トラック回答書発行機能の追加

#### 通行確認システムにて ダブル連結トラックの通行手続きが 可能となります

#### 【改良の概要】

- 通行確認システムにてダブル連結トラックの通行手続きが可能となります。
  - ✓ 従来は通行許可システムでのみ通行手続きが可能でしたが、通行確認システムにおいてもダブル連結トラックの 通行手続きができるようになりました。
- 下記3つの条件を満たすダブル連結トラックを対象に通行手続きが可能となります。
   ①車種がフルトレーラ(バン型)であり、車両長が21m超25m以下であること
   車両長以外の諸元は、特例8車種相当であること
   ②ダブル連結トラックとして製造された車両であること(型式で判断します)
   ③連結時の車両諸元(旋回性能を示す数値)が基準値以内であること
- 通行手続き方法の詳細については、システム操作説明資料をご確認ください。

#### 【ダブル連結トラックの通行手続きで必要な事項】

場面	ダブル連結トラックの場合に登録・設定が必要となる事項
車両登録	運転者情報の登録
起終点、経由点の設定	<ul> <li>・主な通行経路区間の経由地点(主経路・代替経路)</li> <li>・起点側重要物流道路等区間の経由地点(主経路・代替経路)</li> <li>・終点側重要物流道路等区間の経由地点(主経路・代替経路)</li> </ul>

1ダブル連結トラックの車両登録方法

- 以下の条件を満たす場合、ダブル連結トラックとして車両登録することが可能です。
   ①単車・トラクタの牽引区分が「単車」、車種が「トラック」であること
   トレーラのけん引区分が「フルトレーラ」、車種が「フルトレーラ(バン型)」であること
   ②トラック、フルトレーラともにダブル連結トラックとして製造された型式であること
- ダブル連結トラックとして車両登録する場合、トラック運転車情報の登録が必要となります。
  - ✓ 車両諸元設定画面の「運転者情報登録ボタン」を押下すると、運転者情報登録画面に遷移します。画面の案内に従い、運転者情報を登録してください。
- ■車両諸元設定画面(トラック)



## ②経路探索時の起点、終点、経由地点等の設定方法

- ダブル連結トラックの経路確認では、下記経由地点を設定いただく必要があります。
   ①主な通行経路区間の経由地点(主経路・代替経路)
   ②起点側および終点側の重要物流道路等区間における経由地点(主経路・代替経路)
   ※起点・終点を主な通行経路区間に設定する場合は、②重要物流道路等区間の経由地は設定不要です。
   (主な通行経路のみを通行することになるため)
- また、以下の経由地点、接続交差点が設定可能となります。
   ③起点側および終点側のラストマイル経由地点(主経路・代替経路)
   ④起点側および終点側の接続主な通行経路交差点
   ⑤起点側および終点側の接続重要物流道路等交差点
   ※起点・終点を主な通行経路区間に設定する場合、上記③④⑤の経由地点・接続交差点は設定不要です。
   (主な通行経路のみを通行することになるため)



③高速道路の経路設定について

現在、現在、高速道路の通行可能経路は「主な通行経路」のみ対応しております。
 今後、対応区間を順次拡大していきますので、どうぞよろしくお願い致します。



## ④主な通行経路のうち、経路設定不可区間について

 現在、主な通行経路のうち、以下のインターチェンジ等を跨ぐ区間の経路設定には対応しており ません。経路探索では、これら区間を通過しない経路が通行可能な経路として設定されますの で、ご利用の際にはご注意ください。

路線名	通行確認システムが対応していない インターチェンジ、区間
首都高速道路湾岸線	高谷ジャンクション~幸浦出入口
中国自動車道	小月インターチェンジ
松山自動車道	いよ小松インターチェンジ
高知自動車道	新宮・大豊インターチェンジ

● 既に当該区間を通過する経路も通行可能となるための改修に着手しておりますので、改修完了の際には改めてお知らせいたします。



## ④(参考)主な通行経路の経路設定不可区間について



## ⑤ダブル連結トラックの回答書発行イメージ

- ダブル連結トラックの回答書には、専用の条件書が添付されます。
  - ✓ 通行確認制度を利用してダブル連結トラックを運行する際は、この条件書に記載された条件に従ってください。

#### 【条件書イメージ(ダブル連結トラックのみ記載部分)】

条件書	19車体輪郭のマーキング(反射材を用いたものに限る。)
長さが21mを超えるフルトレーラ連結車の通行にあたっては、以下を条件とする。 1. 通行経路では、他の長さが21mを超えるフルトレーラ連結車と接近して縦列をなして	③車両の長さ及び「追越注意」の文言を表示するブレート(後続車の運転者が容易に視認できる箇所に設置され、かつ、視認しやすい色彩の反射材を用いたものであって、 一文字のすきさが15 cm × 15
通行しないこと。	(2) 運転者に係る条件
<ol> <li>原則として、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間にあっては、登坂車線)を通行し、追い越しをしないこと。</li> </ol>	①又は②のいずれかの要件を満たす運転者が運転すること。
3. 故障時等に車両を非常駐車帯など路上に停車させた場合において、後続車両の追突事 故を防止する観点から必要なときは、板状及び灯火式の両方の停止表示機材を使用す ること。	<ul> <li>① i ) 業務経験</li> <li>大型自動車運転業務に直近5年以上従事していること</li> <li>ii ) 免許</li> <li>けん引免許を5年以上保有していること</li> <li>iii ) 実技訓練</li> <li>2時間以上の実技訓練を受講していること</li> </ul>
<ol> <li>通行中は、業務支援用 ETC2.0 車載器を稼働させ、DSRC 路側無線機と通信できる状態 を維持すること。</li> </ol>	<ul> <li>② i ) 業務経験</li> <li>大型自動車運転業務に直近3年以上従事していること</li> </ul>
5. 通行にあたっては、以下の条件を遵守すること。	<ul> <li>ii)免許</li> <li>けん引免許を1年以上保有していること</li> </ul>
(1) 車両の装置等に係る条件	<ul> <li>iii)実技訓練 12時間以上の実技訓練を受講していること</li> </ul>
車両に以下の全ての装置等を備えていること。	iv) 直近3年間無事故・無違反であること
①アンチロックプレーキシステム	<ul><li>(3) 積載する貨物に係る条件</li></ul>
②衝突被害軽減ブレーキ又は自動車間距離制御装置	以下の貨物を積載しないこと。
③車両安定性制御システム	①道路法施行令第19条の12各号及び第19条の13第1項各号に掲げる貨物
④車線逸脱警報装置	②大量の液体
⑤後部視界を確保するための被けん引車後端のカメラシステム及びモニター(運転者の 視野に入る場所に設置されたものに限る。)	③動物
⑥デジタルタコグラフ	2. 海谷にもあっては、以下の曲額もみが増強なきまでし
⑦車載型自動軸重計測装置(OBW)又は出発時に計測した当該車両の車軸ごとの軸重を	0. 通行にのたつては、以下の者類を必ず例目すること。
記録した書類	(1)運転者が大型目動車運転業務に直近5年以上従事し、かつ、けん引免許を5年以上保 方し、実は測練も具体2時期以上必要したこともなけてままでで確認のなめに低まま類
⑧エアサスペンション(電子制御ブレーキシステムを装備している車両にあってはけん 引車の操舵軸以外の全ての車軸に、それ以外の車両にあっては全ての車軸に装備され ているものに限る。)	有し、共役訓練を取成2時间以上交講したことを証する香田で雑誌の求めに徐る香類 として提出されたもの又は確認を求めた日以降に作成されたもの。ただし、直近の大 現自動車運転業務の従事期間が5年未満の場合は、運転者が大型自動車運転業務に直
③ディスクブレーキ又はドラムブレーキ	近3年以上従事し、かつ、けん引免許を1年以上保有し、実技訓練を最低12時間以
⑩リターダ (補助ブレーキ)	上受講したことを証する書面、直近3年間無事故・無違反であることを証する書面で
⑪デフロック又はトラクションコントロールシステム (空転防止装置)	確認の求めに係る書類として提出されたもの又は確認を求めた日以降に作成されたも の
12間接視界を確保するための装置 (バックミラー等)	
⑬被けん引車のパックライト	(2)出発時に計測した当該車両の車輪ごとの軸重を記録した書類(車両に OBF を装備して いる場合を除く。)



## (4)

## リフトアクスル車両の登録および申請機能の追加

#### 2024年4月以降に車検証が登録・更新された 車軸自動昇降機装置付きトレーラは車検証添付 が不要で車両登録できるようになります

## (4)リフトアクスル車両の登録および申請機能の追加

2023年10月30日から、特車通行確認システムでは車軸自動昇降装置付きトレーラ (リフトアクスルトレーラ)が車検証(自動車検査証または車軸下降時の各軸重が確認できる 書類)のPDFを添付することで、車軸下降時の軸数、軸重で車両登録できるようになりました。

さらなる利便性改善により、車検証のPDF添付不要で車両 登録ができるようになります。なお、対象となるのは2024年4月 以降に車検証を登録・更新したリフトアクスルトレーラです。

#### 【改良前後の比較】

	改良前	改良後	自動車検査証
車両登録方法 (車検証登録・更新時期 : 2024年4月以降)	車検証を添付し、車軸下 降時の軸数、軸重を登録	<u>車軸下降時の軸数、軸重</u> <u>を車検証から自動入力</u> (車検証添付不要)	~ ~ /#.#
車両登録方法 (車検証登録・更新時期 : 2024年3月以前)	車検証を添付し、車軸下 降時の軸数、軸重を登録	車検証を添付し、車軸下 降時の軸数、軸重を登録	備考 車軸自動昇降装置付き車、車軸下 降時、後前軸重1660kg、後中軸重 1660kg、後後軸重1660kg
※注意事項			車検証と同じ軸数、軸重が 自動入力されます。

車検証と異なった情報で登録された場合、道路法 第四十七条の九より、

不正な登録とみなし、車両登録の取り消しの対象となる可能性がある旨、ご留意ください。

## ①リフトアクスル車両(自動昇降機装置があるトレーラ)の登録方法(1/2)

- 車両登録時の車名・型式検索画面で、「車軸自動昇降機があるトレーラ(リフトアクスルトレーラ)を 登録する場合は・・・」のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ②「自動入力」ボタンを押下し、2024年4月以降に車検証が登録または更新された車両であれば軸 数が自動で入力され、車検証添付が不要となります。
- ◆車両登録 車名·型式検索画面



## ①リフトアクスル車両(自動昇降機装置があるトレーラ)の登録方法(2/2)

- (3) 新規登録・編集画面で、車両諸元の「設定」ボタンを押下してください。
- 車軸下降時の車検証の軸重値が自動入力されていますので、その他の諸元を入力してください。 (4)

#### ◆新規登録·編集画面



**1** 



## (5)

## 経路探索条件及び経由地等 設定対象の拡大

経路探索条件の設定内容が増え、希望される 通行可能経路が求まりやすくなります

## (5)経路探索条件及び経由地等設定対象の拡大

- 通行確認システムを利用して通行可能経路を探索する際、<u>算定予約前に重要物流道路等接</u> 続交差点及びラストマイル上に経由地を設定できるようになります。
  - ✓ 重要物流道路等接続交差点を算定前の段階から設定可能とするとともに、経由地を重要物流道路上以外の交差点も設定できるよう改良しました。
- 経路探索の条件が新たに追加されます。
  - ✓ 「通行条件における優先度の条件選択」として、通行条件A・B条件のみを用いた経路探索を行うかどうか選択可能となります。
  - ✓「重要物流道路における通行経路の条件選択」として、重要物流道路等以外の道路の経路延長が短くなるように通行可能 経路を求めるか、通行可能経路全体の経路延長が最短となるように通行可能経路を求めるか条件設定が可能となります。

#### 【経路探索方法の改良概要】

選択内	改良前	改良後	
①香西物海道吹竿掉结六羊占	算定前	設定不可	設定可能
	算定後	設定可能	設定可能
③怒中地上	重要物流道路等 (経由地点)	設定可能	設定可能
	重要物流道路等以外 (ラストマイル経由地点)	設定不可	設定可能
③通行条件における優先度の条件選 (通行条件が厳しくても経路が最短と	択 なる検索の選択)	選択不可	選択可能
④重要物流道路における通行経路の (経路全体の延長が最短となる探索	選択不可	選択可能	

## ①重要物流道路等の接続交差点の設定方法

 ● 起点・終点を設定する際、重要物流道路等上の交差点を右クリックすると、パネルが表示され、 接続重要物流道路等交差点が設定可能となります。



## ②ラストマイル等の経由地点の設定方法

● 起点・終点を設定する際、<u>重要物流道路等以外の収録道路上の交差点</u>を右クリックすると、パネルが表示され、ラストマイル経由地点が設定可能となります。



## ③通行条件における優先度の条件選択

●「通行条件における優先度の条件選択」にて、最初にA・B条件のみで経路探索するのか、最初からA~D条件を対象として最短経路を探索するのか、条件の選択が可能となります。



#### 【A・B条件のみで経路が見つからなかった場合にCD条件も対象とする 経路探索イメージ】

【最初からA~D条件を対象として最短となる経路探索イメージ】



## ④重要物流道路における通行経路の条件選択

●「重要物流道路における通行経路の条件選択」にて、重要物流道路等以外の道路延長が最 短となる経路か、通行可能経路全体の道路が最短となる経路か、選択が可能となります。



•••••: 重要物流道路 ······: 重要物流道路以外の収録道路



:終点

S

: 起点

G

【全経路が最短となる経路探索のイメージ】



▶ : 通行可能経路



## (6)

## 追加経路端点の通行可否チェックの導入

通行可能経路と追加経路の行き来が すべて個別審査となる場合は 通行不可と判定されるようになります

## (6) 追加経路端点の通行可否チェックの導入①

- 通行可能経路と追加経路が行き来できるかについて、通行確認システムにチェックを導入します。 通行可能経路と行き来できない追加経路は自動でチェックNGとなります。
  - ✓ 通行確認システムでは、通行可能経路と追加経路の間が行き来できるかについて、システムでは未チェックだったため、デジタル 地図上の追加経路端点に表示される折進条件を目視確認いただいていました。
  - ✓ 通行可能経路と追加経路の間が行き来ができない(折進条件が全て不許可)の場合にNGとするチェックを導入しました。

■チェックOKとなる例

- 【システム改良の概要】
- チェックNGとなる例





## (6) 追加経路端点の通行可否チェックの導入2)

● 通行可能経路と追加経路が行き来できない場合は、メッセージ画面が表示されます。

An	<sup>特車通行確認制度シ</sup> 経路確認	274				申請者ID: ssd 法人名: 株式:	lev01 氏名: 嘉 和彦 会社特車							F 97
	編集中経路一覧													
主向登録	■検索フォーム▼													
グループ・組合せ設定	経路建設番号				経路抽出方法				~					
	経路確認名称 出意論句	<b>75</b>			最終更新日 	_		8						
和政権政	起点 交差点者	<del>9</del>			异定状菌				~					
	目的地位	र्ज			壓合結果				~					
	交差点書	<del>8</del>						29	7 枝末					
	■編集中経路一覧													
													新規作品	R. BJM
	表示件数 10 ✔ 2,168件	の検索結果					(100 M)							
	<b>#</b> 号 経路建設番号	経路確認番号 (追加元)	*  新聞語語 名称	© 交差点番号	起点 出発地住所	交差点番号	終点 目的地住所	経路抽出 方法	最終更新日	通行期 開始日 <sup>0</sup>	間 終7日 <sup>。</sup>	算定処理 待ち件数	算定 * 照合 申 状態 結果 4	「靖者・車両・ 通行可能 頃載賞物情報 経路
	1 23-50384	-	240301	6141710030	青森県むつ市横…	6140760013	青森県むつ市川…	2地点双方向2…	2024/03/06	2024/03/01	2025/02/28	0	要確認 OK	<b>农</b> 示 手約再開
														↓
i a	特車通行確認制度システム 経路確認					申請者ID: ssdev01 法人名: 株式会社特	氏名: 森和彦 車							トップへ
本本語 単純空毎 -ブ・組合せ 設定	148入力 車両設定	橫載實	物設定 車両情報	<sup>建設</sup> 経路部	8定	(定) 手放制	<u>堂認</u> 支払							
					個別審査が必要となるた 個別審査となる経路は特	め経路追加できませ 車通行確認制度対象	ん。 外となるため、特車通	「許可制度を利用してくださ	· ()_					
nt 📄					個別審査が必要となるた 個別審査となる経路は特	め経路追加できませ 車通行確認制度対象 特車通行許可	ん。 外となるため、特車通信 制度システムはこま	う許可制度を利用してくださ 3 ら	: W <sub>0</sub>					
日丁二					個別審査が必要となるた 個別審査となる経路は特	め経路追加できませ 車通行確認制度対象 特車通行許可	ん。 外となるため、特車通 制度システムはこう	<sub>5</sub> 許可制度を利用してくださ 5 <u>5</u>	r Wa					
					個別審査が必要となるた 個別審査となる疑惑は特 又は追加経路の編集、例	め経路追加できませ 車通行確認制度対象 <u>特車通行許可</u> 除を行い、再度算定	ん。 外となるため、特車運 <u>制度システムはこ</u> す 予約を行ってください。	<del>5</del> 許可制度を利用してくださ 5 <u>ら</u>	r UNo					
					個別審査が必要となるた 個別審査となる経路は特 又は追加経路の編集、削	め経路追加できませ 車通行確認制度対象 <u>特車通行許可</u> 除を行い、再度算定	ん。 外となるため、特車運行 制度システムはこち 予約を行ってください。	7許可制度を利用してくださ 5 <u>55</u>	: W <sub>9</sub>					
					個別審査が必要となるた 個別審査となる経路は特 又は追加経路の編集、削	め経路追加できませ 車通行確認的度対象 <u>特車通行許可</u> 除を行い、再度算定	ん。 外となるため、特車運 <u>制度システムはこ</u> す 予約を行ってください。	<del>5許</del> 可制度を利用してくださ 5 <u>55</u>	.u.,					



## (7) 手数料明細書出力機能の追加

車両登録と回答書発行で支払った手数料 について、明細書をいつでもダウンロード できるようになります

## (7) 手数料明細書出力機能の追加①





## (7)手数料明細書出力機能の追加2)

【回答発行に関する手数料明細書発行の流れ】







## 新規格車の車両高さ限度値の緩和

車両高3.8M超4.1M以下の 新規格車においても高さ指定道路の 通行が可能となります

## (8) 新規格車の車両高さ限度値の緩和

● 新規格車において、高さ3.8m超4.1m以下の車両諸元かつ、通行経路がすべて高さ指定道路 で完結する場合、申請データの作成が可能となりました。

✓ 特例8車種、背高海上コンテナ車(9′6)と同様に、新規格車においても緩和適用対象となります。

#### 改良後 現状 【改良ポイント】 ・車両条件を満たし、申請経路が全て高さ指定道路 の区間となっている必要があります。 (車高) (車高) (高さ指定道路以外の区間を経路に含む場合は 車高チェックエラー 申請不可となります。) 車高チェックエラー 4.1m 4.1m 申請経路が全て高さ指定道路で 完結していることを算定処理(または 申請書作成処理)内でチェック 【凡例】 3.8m 3.8m → 高さ指定道路区間 高さ指定道路以外の区間 通行可 通行可 経路番号1 ● 申請経路が全て高さ指定道路の区間 0m 0m 経路番号2 ● となっているため、車高3.8m超~4.1m 以内の新規格車の通行は可能 経路番号3 ● 経路番号1● 申請経路の一部に高さ指定道路以外の 経路番号2 ● 区間が含まれているため、車高3.8m超~ 4.1m以内の新規格車の通行は不可 経路番号3 ●

#### 【改良の概要】



(9)

## 高速道路を通行可能な申請車両の拡大

高速道路を含む申請経路の 車両総重量44トン超車両の 申請が可能となります

## (9) 高速道路を通行可能な申請車両の拡大

#### ● 車両総重量が44tを超過する車両において、高速道路を含む経路の申請が可能となります。

✓ 高速道路の区間についても算定が行われ、通行条件が付与されるようになります。

#### 【改良の概要】

#### 改良後

#### 申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。 要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。 予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。 申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。 申請データを国道事務所に提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

【改良ポイント】

・車両総重量44t超で高速道路を通行する場合 でも、通行許可申請窓口への申請が可能と なります。

申請書・申請データの保存期間は35日です。作成完了から35日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請書作成予約 申請番号 作成完了日時 作成状況 操作 メッセージ 受付日時 高速自動車国道等は、車面総重量が44tを超えている場合は走行できません。 令和06年08月28日 積載物を減らすか、経路を変更してください。 申請データダウンロード 0028829491 要再作成 10時32分 001 このような場合でも申請書作成可能となります

前画面へ戻る
経路図作成状況一覧
画面再読み込み
申請データの算定



# (10) 車両入力時の重複車両番号の チェック判定の追加

#### 車両番号を誤って重複して登録されない よう判定を追加します

44

## (10) 車両入力における重複車両番号のチェック判定

● 車両情報入力において、同一型式または異なる型式で車両番号(ナンバー情報)が複数含まれ ている場合に、登録エラーの対象となっている該当車両を詳細に表示します。

✓ その他軸種では、これまでの通りに、連結状態で同一の車両番号編成である場合にのみ重複エラ−判定が行われます。





## (11)経路作成時の出発地・目的地反転機能の追加

- 入力済みの経路情報に対してワンクリックで、出発地と目的地を入れ替えて経路の順序を反転 させる機能を追加しました。
  - ✓ 本機能を利用する際に、注意事項のメッセージが表示されますので、内容を確認のうえ、使用してください。





## (12) 申請者情報入力時の半角カタカナ 入力制御の追加

申請者情報入力で禁止されている 半角カタカナはシステム登録できない よう制御を追加します

## (12)申請者情報入力時の半角カタカナ入力制御の追加

●申請書情報データの入力時において、システムで禁止されている半角カタカナは入力制御により、 システムでは入力されません。

✓ 特殊な文字(機種依存文字)については、従来通りに入力エラーとなります。(特殊な文字を除外する必要があります。)

#### 【改良の概要】



【改良ポイント】 ・システム画面内で、半角カタカナは 入力されません。 (システム側で強制的な制御を追加)